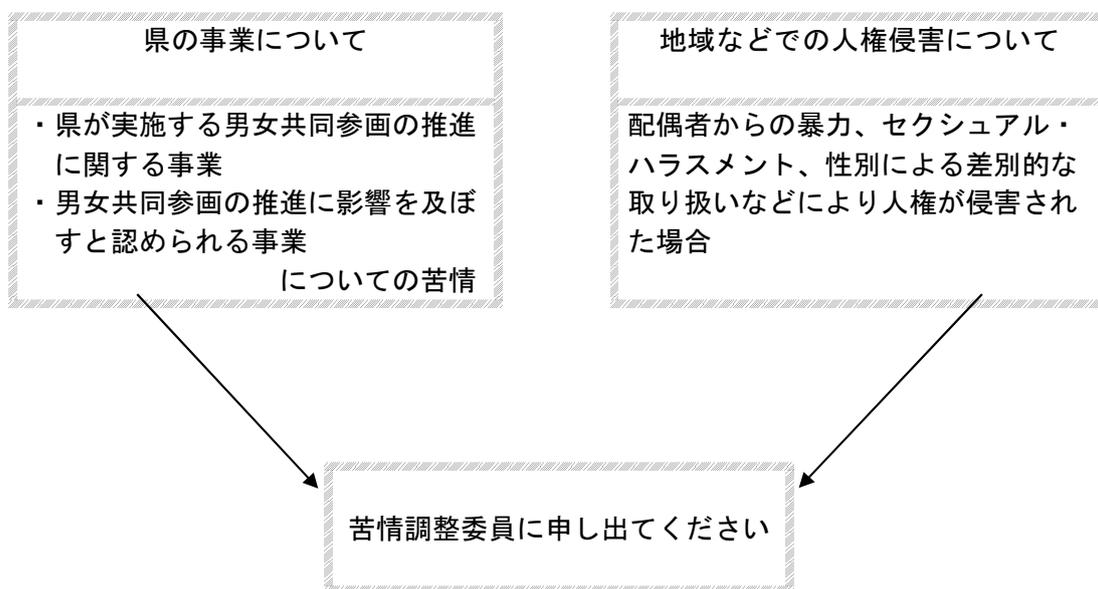


# 男女共同参画に関する苦情等の申出を受け付けます！

## 高知県男女共同参画苦情調整委員

「高知県男女共同参画社会づくり条例」に基づき設置された苦情調整委員が、県民のみなさんからの男女共同参画に関する苦情等の申出を、公平・中立の立場で対応します。



- 苦情調整委員が、関係者からお話を伺います。
- 裁判や調停のような手続きや審理はありません。
- 苦情調整委員は、男女共同参画の視点から検討します。
- 申し出た方に代わって必要な調査をし、必要があれば助言、指導、是正の要望等を行います。

高 知 県

1 どんなことを申し出ることができますか？

○ 県の事業について

県が実施する男女共同参画の推進に関する事業や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事業についての苦情が申出の対象になります。

○ 地域などでの人権侵害について

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性別による差別的な取り扱いなどの人権侵害事案で、具体的な被害や不利益などをこうむり、相手方に対し改善などを求めるものが対象となります。

なお、県内で発生したものに限りします。

2 苦情調整委員はどのような人ですか？

- 男女共同参画に関する学識経験者や弁護士、県民からの公募委員からなるうち男女共同参画会議の委員の互選により選ばれた者の中から3名以内で知事が任命します。(高知県男女共同参画社会づくり条例第21条5項)

3 誰でも申し出ることができますか？

- 県民の方又は事業者が申し出ることができます。

※ また、本人に代わって、代理人の方が申し出ることできます。

4 申出はどのように処理されるのですか？

○ 県の事業について

県の事業についての苦情の申出を受けた場合、苦情調整委員は、必要があると認められるときは、事業を所管する県の機関(課・施設など)に対し、説明などを求め、是正その他の措置をとるよう助言又は指導を行います。

○ 地域などでの人権侵害について

人権侵害の事案については、必要があると認められるときは、関係者に対しその協力を得たうえで説明などを求め、助言、是正の要望などを行います。

- 配偶者からの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害事案については、必要があると認められるときは、申出人の了解を得たうえで配偶者暴力相談支援センター(女性相談所)や労働局雇用均等室などの関係機関に引き継ぐことがあります。

## 5 すべての申出が調査されますか？

- 次の申出などはこの制度で調査することはできません。その場合、申出人に通知します。
  - ・ 判決、裁決などにより確定したこと
  - ・ 裁判所において係争中の事案に関する事及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事
  - ・ 男女雇用機会均等法において、紛争の解決の援助の対象となること、その他の法令の規定により処理すべきこと
  - ・ 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事
  - ・ 条例又はこの規則に基づく苦情調整委員の行為に関する事
  - ・ その他、苦情調整委員が調査することが適当でないと認める事
- ※ 人権侵害に関する申出は、人権侵害のあった日から1年以内のものを対象とし、1年を超えた場合は、1年以内に申出をすることができない正当な理由があると認められる場合のみ対象となります。

## 6 調査結果はどうなりますか？

- 苦情調整委員が調査した結果については、申出人にお知らせします。
- なお、一定の期間が経過した後で、申出人や関係者などが特定できないように個人に関する情報の保護に十分配慮したうえで、公表させていただきます。

## 7 申出書の記載事項

- 申出人の氏名、住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）、電話番号、申出の趣旨及び理由、他の機関への相談などの状況、申出に係る人権侵害があった日、申出の年月日を記載してください。
- 特別の理由で書面での提出ができない場合は、苦情調整委員が、その内容をお聴きし、書面に記録します。
- 所定の申出書以外でも、必要事項の記載があれば提出できます。

## 8 申出の方法

- 原則書面とします。郵送、持参又はFAXにより受け付けます。
- ※ 匿名での申出や電話での申出は、受け付けておりません。
  - 【送付先】 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20  
高知県人権・男女共同参画課内  
男女共同参画苦情調整委員 あて
  - 【FAX】 088-823-9807

## 9 申出書の入手方法

- 同ホームページ内に「男女共同参画に関する苦情等の申出書様式」を掲載していますのでご利用ください。